

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

匝瑳市長

公表日

平成31年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、次の国民年金業務を実施する。</p> <p>1 第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 (1) 申請受付 (2) 異動届出書作成</p> <p>2 任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 (1) 申請受付 (2) 異動届出書作成</p> <p>3 保険料免除(学生を含む)の申請・免除取消の届出・受理 (1) 申請受付 (2) 免除申請書作成 (3) 結果入力</p> <p>4 法定免除の届出・受理 (1) 申請受付 (2) 免除申請書作成 (3) 結果入力</p> <p>5 所得情報提供 (1) 提供依頼 (2) 住民税参照 (3) 情報提供</p> <p>6 納付に関する事項 (1) 納付に関する請求書・申出書・届出書等の受付 (2) 現況届又は所得状況届の受付 (3) (1)(2)の請求書等の送付</p> <p>7 年金生活者支援給付金に関する事項 (1) 年金生活者支援給付金に関する請求書・申出書・届出書等の受付 (2) 現況届又は所得状況届の受付 (3) (1)(2)の請求書等の送付</p>
③システムの名称	(1) 国民年金システム (2) 統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル
 年金受給者台帳ファイル
 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第31の項、第62の項、第83の項、第95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第47条、第59条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 1. ②	略	6 納付に関する事項 (1) 納付に関する請求書・申出書・届出書等の受付 (2) 現況届又は所得状況届の受付 (3) (1)(2)の請求書等の送付 を追記	事後	
平成28年12月28日	I 1. ③	(3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバ	削除	事後	
平成28年12月28日	I 3.	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第31の項、第62の項、第83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第47条、第59条		事後	
平成28年12月28日	I 4. ①	[実施する]	[実施しない]	事後	
平成28年12月28日	I 4. ②	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 47、48、49及び50の項	削除	事後	
平成29年8月31日	I 5. ②	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第31の項、第62の項、第83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第47条、第59条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第31の項、第62の項、第83の項、第95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第47条、第59条	事後	
平成29年8月31日	I 5. ②	市民課長 塚本 貢市	市民課長 藤崎 俊一	事後	
平成29年8月31日	II 1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年8月31日	II 2. 対象者数	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 1. ②	略	7 年金生活者支援給付金に関する事項 (1) 年金生活者支援給付金に関する請求書・申出書・届出書等の受付 (2) 現況届又は所得状況届の受付 (3) (1)(2)の請求書等の送付	事前	
平成31年2月1日	I 1. ③	(1) 国民年金システム (2) 宛名・納付システム	(1) 国民年金システム (2) 統合宛名システム	事前	
平成31年2月1日	I 2.	(1) 国民年金ファイル (2) 住民票情報ファイル	国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給者台帳ファイル 宛名情報ファイル	事前	
平成31年2月1日	I 5. ②	市民課長 藤崎 俊一	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	II 1. 対象人数	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	II 2. 対象者数	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	